

化激防攻

西蜀

2007年(平成19年)11月6日(火曜日)

周易新解

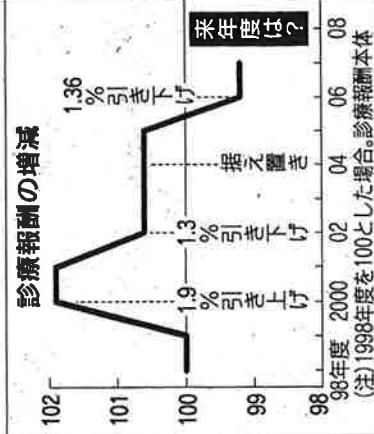
財制審下げ提言へ

引き上げ論も予算編成の焦点に

高齢化で膨らむ医療費をめぐり、来年度の診療報酬改定に向けた攻防が本格化してきた。財政制度等審議会（財務相の諮問機関）は五日の部会で、歳出改革を進める観点から「診療報酬の引き上げが必要」との認識で一致。月内にまとめて予算編成の建議に盛り込む方針を固めた。だが、与党内には報酬引き上げ論も根強く、調整は難航が必至の情勢。政局の流動化とともに、予算編成での大きな焦点になりそうだ。

来年度に改定

診療報酬はここ最近は二年に一度改定しており、来年度は改正年にある。医師の技術料である本体部分と算面はどのようだ。財政構造改革部会で「放つておいたら医療費は増える。増額要求はいかがなものか」。五日や専門医の待遇改善のために五・七%の増額を求めている。財務省事務方はこうした反応を見越して新試算



▶診療報酬 手術や投薬などの医療行為や、医薬品ごとの全国一律の単価。報酬単価は一点十円の点数で表す。原則二割の患者の自己負担を除き、医療保険から医療機関や薬局に払われる。

問 具体的な単価は厚生労働省の諮問機関である中央社会保険医療報酬議会（中医協）が設定する。診療報酬の改定は医療機関の収入を左右するため、医療行政の有効な政策手段となつてゐる。

報酬、勤務医に手厚く

厚労省方針開業医と格差縮小

診療報酬改定は、年末に来年度予算編成で総務省が決めた後、その枠の範囲内で年明けに個別項目の報酬を決める段取り。厚労省は個別の報酬を改めるに当たって、医師を勤務医と開業医に分け、財源を傾斜配分する方針。地域医療の担い手となつている勤務医は待遇を改善する一方、開業医は初診・再診料などを引き下げる考え方。勤務医と開業医の間にある労働環境や収入の格差を縮小する狙いだ。

厚労省は開業医の初診料の形態をどうて給料を受け取る開業医の院長は同様に、再診料を引き下げ、外來の時間外診療の報酬を一千五百三十三万円と約一・八倍だった。

厚労省内には「開業医が意まれている事態は明らか」との声が多い。